４年度　公文書開示（3月決定分）

月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	R5.3.2	R5.3.2	・政治団体の最新の規約 （２団体）	4	1															選挙管理委員会事務局 総務課
2	R5.3.9	R5.3.23	政治団体の収支報告書に添付された領収書等の写し （２団体）	1		1					1		1						・東京都情報公開条例第７条第２号に該当 特定の個人の氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため、非開示とする。 個人の電話番号等は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるものに該当するため、非開示とする。 ・東京都情報公開条例第７条第４号に該当 印影については、偽造等による犯罪の予防のため、非開示とする。	選挙管理委員会事務局 総務課
3	R5.3.16	R5.3.27	令和４年参議院議員選挙の〇〇候補者の選挙運動用収支報告書（２回目）「葉書作成費」「選挙事務所看板作成費」「演説会看板作成費」「自動車看板作成費」「選挙公報等作成」の領収書	1		1							1						・東京都情報公開条例第７条第４号 印影については偽造等による犯罪の予防のため非開示とする。	選挙管理委員会事務局 選挙課
4	R4.3.7	R5.3.31	・選挙運動費用収支報告書、公費負担請求書（令和3年7月4日執行東京都議会議員選挙） ・契約関係書類 （令和2年7月5日執行東京都知事選挙） ・契約関係書類 （令和3年7月4日執行東京都議会議員選挙）	1		1					1	1	1	1	1				・東京都情報公開条例第７条第２号に該当 契約業者の担当者所属・氏名、個人の住所、氏名、電話番号、車両番号、銀行番号等の情報については特定の個人を識別することができること、また、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利を侵害するおそれがあることから非開示とする。 ・東京都情報公開条例第７条第３号に該当 契約業者の格付順位、債権者債務者コード、口座情報コード、金融機関名、口座番号、口座名義、公表されていない電話番号、FAX番号については公にすることにより、法人に関する権利利益が損なわれることから非開示とする。 希望業者が作成した提案書は公にすることにより、法人に関する権利利益が損なわれることから非開示とする。 個別の見積単価に係る部分は、法人における価格体系及び価格構成並びに個別の価格設定の概要が推測されることとなる情報が公になり、他社が営業戦略上優位に立つ可能性があるなど、法人がその後の事業活動において不利な立場になることから非開示とする。 ・東京都情報公開条例第７条第４号に該当 印影は偽造等による犯罪の予防のため、非開示とする。 ・東京都情報公開条例第７条第５号に該当 企画提案方式及び創業評価方式における事業者の選定過程に関する部分は、公にすることにより都の裁量に対して選定方法の意義・要望等、今後の選定過程における意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、他の案件にも影響するため、非開示とする。 ・東京都情報公開条例第７条第６号に該当 積算内訳書、経費内訳書については厳格管理情報であり、公にすることにより類似の事業を実施する場合の予定価格が予想されるなど、事務の適正な遂行に支障が生じることから非開示とする。 ・東京都情報公開条例第７条第２号及び第６号に該当 企画提案方式及び総合評価方式における外部委員の所属・氏名については公表を前提としておらず、個人の情報で特定の個人を識別できるため、また、公表により外部委員を受けない等、審査会の円滑かつ適正な運営に支障が生じるおそれがあるため、非開示とする。	選挙管理委員会事務局 選挙課